

# 四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会 (第5回)

## 第4回委員会からの回答及び変更点



令和2年9月29日

# 1.第4回委員会における主な意見及び回答

---

## 2-1-1 第4回委員会における主な意見及び回答(1/3)

### 第5回委員会開催に当たっての第4回委員会の意見及び回答

意見内容		意見に対する回答	配付資料
1	計画線より上流の右岸側にあるカワウのコロニーに対し、工事の影響によってその生息場が変化するか調査を実施する方が良い。	鳥類のモニタリング調査の実施にあわせて、カワウのコロニーの利用状況を把握します。なお、令和2年度調査では、6月にカワウのコロニーの状況を把握するための補足調査を実施しています。	資料3 P16-17
2	橋梁のかけ違い部の煩雑感の更なる軽減のために、点検足場についてもデザインに配慮して下さい。	A2橋台のみに点検足場を設置します。点検足場を望む視点が勝浦川左岸側からのみであることから、塩害に強いアルミ製で、塗装を橋台コンクリートに近いシルバー色とすることで、遠景では橋台の色彩に溶け込むと考えられます。なお、形状については一般的な形状としています。	資料2 P3
3	走行車両のヘッドライトの照射範囲について、干潟が照らされていないか確認して下さい。	右岸側の干潟について、一部ヘッドライトによる光が届く可能性が考えられます。ただし、当該箇所は既往の生息状況調査においてシギ・チドリ類はほとんど確認されていないことから、影響はほとんどないものと想定されます。	資料2 P4
4	工事の休止期間が長くなると、これまでに実施してきた調査結果が使いなくなる可能性があるため、工事開始時期が分かった段階で、調査計画を再確認して報告して下さい。	今回地形調査の結果より、仮設計画の見直しを行いました。河川環境改変の範囲が大きくなり、これによる調査計画を見直し、各専門の委員に事前に報告し、令和2年6月より調査を実施しております。	—
5	資料4のモニタリング調査計画の見直し(案)に、工事休止期間中に調査計画を適宜見直すことを追記するようにして下さい。	第4回モニタリング調査計画(案)策定時から、仮設計画が見直しとなったため、本資料には「工事休止期間中に調査計画を適宜見直すこと」を追記しております。	—

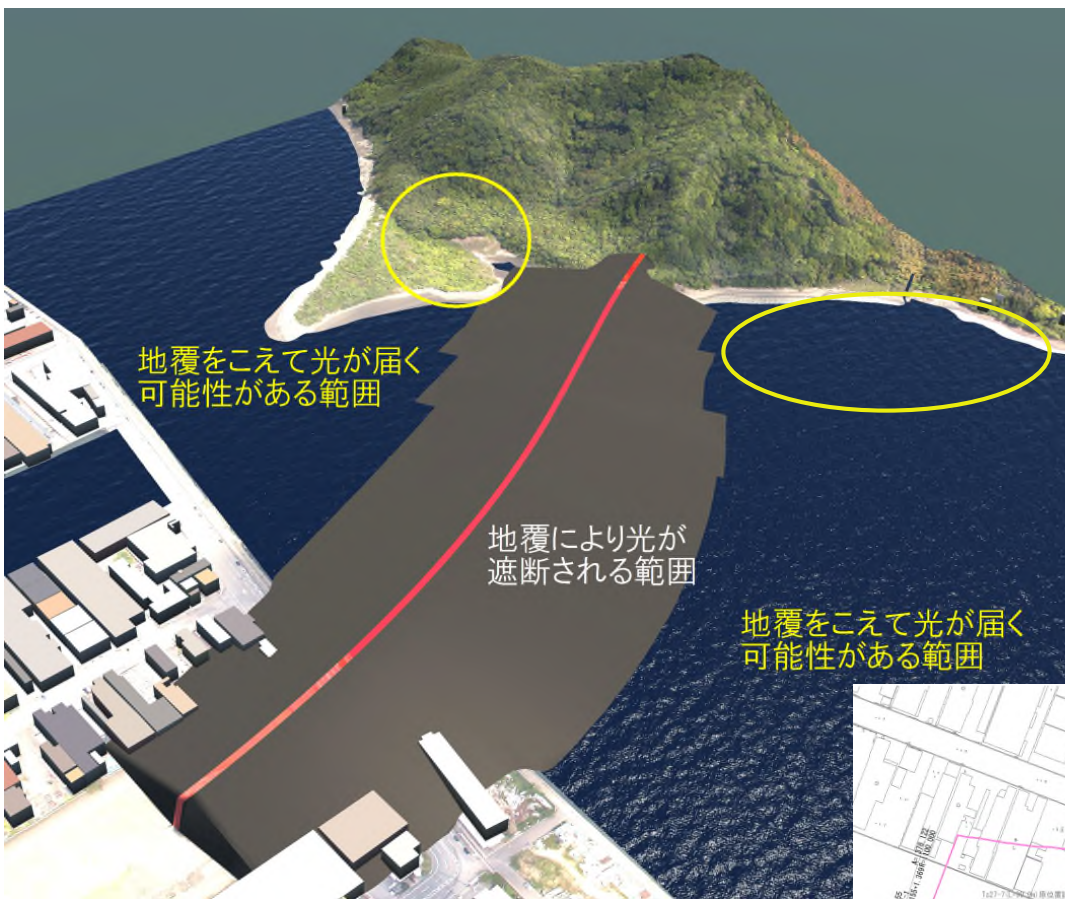
FRP製の景観性(色彩対応)がやや優れるものの、施工性・耐食性の観点からアルミ製を採用します。

## 点検足場の素材に関する比較検討結果

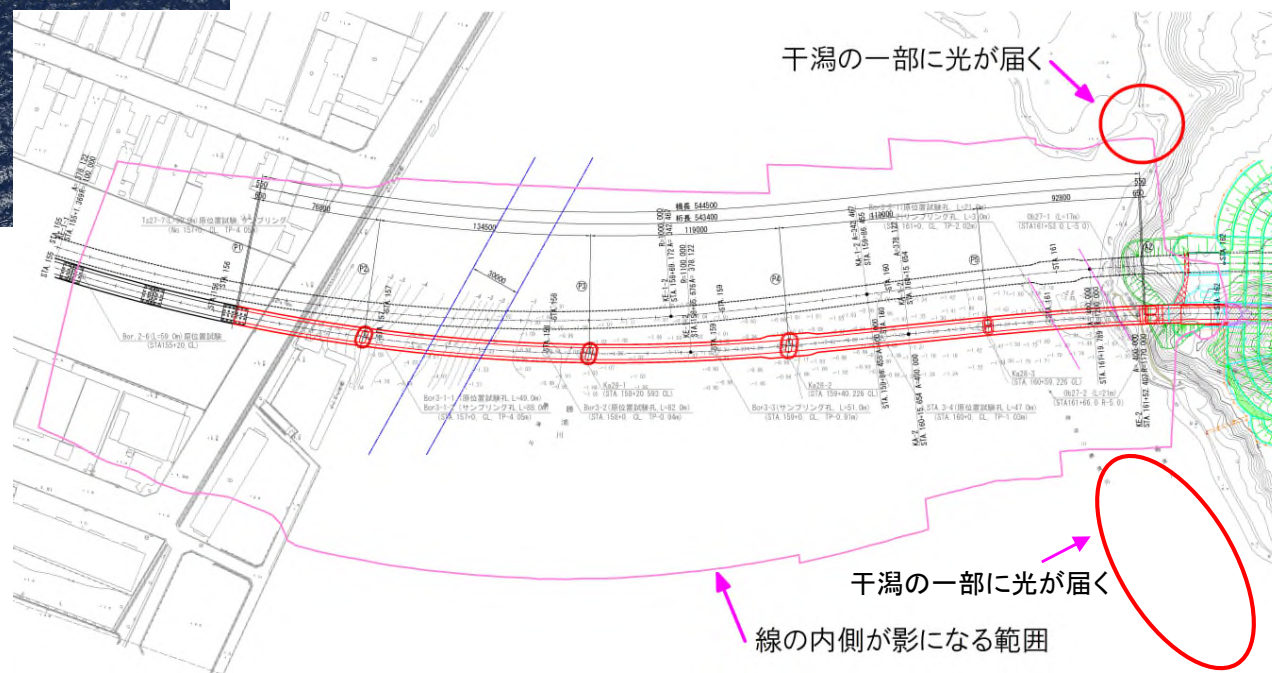
点検足場		鋼製	アルミ製	FRP製
イメージ		 	 	 
特徴	景観性	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な形状</li> <li>色彩はシルバーメッキ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な形状</li> <li>色彩はシルバーメッキとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な形状</li> <li>コンクリートの近似色への対応が可能</li> </ul>
	施工性	<ul style="list-style-type: none"> <li>重量があり施工性に劣る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽量で施工性に優れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽量で施工性に優れる</li> </ul>
	耐食性	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩害によりサビやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩害に強くサビない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩害に強くサビない</li> </ul>

# 2-1-3 第4回委員会における主な意見及び回答(3/3)

ヘッドライトが干潟の一部に届く可能性はあるものの、シギ・チドリ類への影響はほとんどないと考えられる。



ヘッドライトは真横ではなく前方に照射され、鋼製高欄の支柱が1.5m程度の間隔で存在するため、支柱により光が遮断されますが、右岸側の干潟の一部には光が届くと考えられます。ただし、当該箇所は既往の生息状況調査においてシギ・チドリ類はほとんど確認されていないことから、影響はほとんどないものと想定されます。



## 2.第4回委員会以降の変更点

---

- ・仮設工変更

# 2-2-1 仮設工変更

施工中の改変面積の最小化と工事期間の短縮を図るため、第4回委員会の仮設栈橋の施工方法を変更。

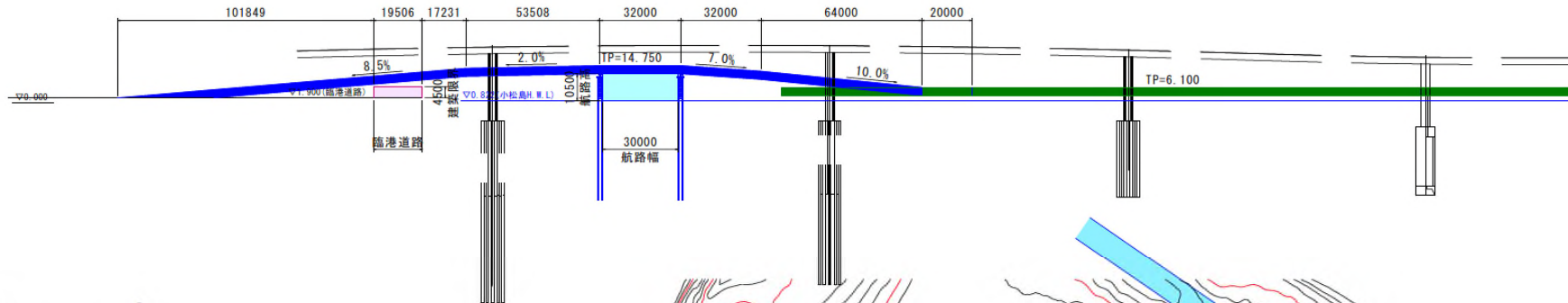
項目	第4回委員会	第4回委員会以降の仮設工変更
<p>① 仮栈橋</p> <p>改変面積の最小化</p> <p>脚の間隔の配慮</p>	<p>水深の浅い範囲のみに仮栈橋を設置し、また、水深の深い箇所は台船施工にすることで、仮栈橋の設置範囲を最小とする。</p> <p>仮栈橋の脚の間隔を極力長くすること (L=32.0m) で、仮栈橋の脚基数を少なくする。</p>	<p>台船では河床堆積による掘削、強風による作業中止が起こり得るため、<u>陸上部から仮橋にて進入する施工方法に変更</u>。台船航路の掘削の必要がないため、河床の改変面積の最小化が図れるほか、台船施工に比べて工期短縮も期待される。</p> <p>仮栈橋脚間隔(L=32.0m)は同左</p>
<p>② 水質汚濁対策</p>	<p>施工時には、水質汚濁対策を適切に行う。</p>	<p>同左</p>
<p>③ 騒音・振動対策</p>	<p>施工時には、騒音・振動対策を適切に行う。</p>	<p>同左</p>
<p>④ 仮設計画イメージ</p>		

# 2-2-2 仮設栈橋、仮設構台の施工

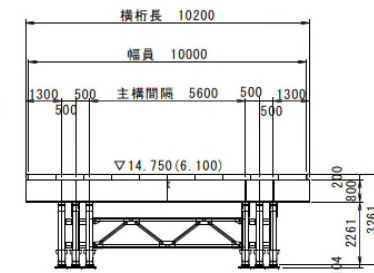
仮設栈橋が左岸から右岸までつながる予定である。

下部工施工時仮栈橋配置計画図(案)

側面図 S=1:1000



断面図 S=1:100



平面図 S=1:1000

